

[ 検査・手術症例一覧 ]

実施 年月日	検査名・手術名	患者 性別	患者 年齢	主 病 名

両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術  
の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別  ・ 新規届出（実績期間 年 月～ 年 月） ・ 再度の届出（実績期間 年 月～ 年 月）		
2 標榜診療科（施設基準に係る標榜科名を記入すること。）		
	科	
3 心臓電気生理学的検査の実施症例数 うち、心室性頻拍性不整脈症例に対するもの		例 例
4 開心術及び冠動脈、大動脈バイパス移植術の実施症例数 ペースメーカー移植術の実施症例数		例 例
5 体外式を含む補助人工心臓等を用いた重症心不全治療の経験症例数		例
6 当該診療科の医師の氏名等		
常勤医師の氏名	診療科名	所定の研修終了年月日
7 当該保険医療機関内で必要な検査等が常時実施できる機器 （一般的名称） <span style="float: right;">（承認番号）</span>		
・ 血液学的検査  ・ 生化学的検査  ・ 画像診断		

[記載上の注意]

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に心臓電気生理学的検査が25例以上(うち心室性頻拍性不整脈症例が3例以上)、再度の届出の場合には実績期間内に心臓電気生理学的検査が50例以上(うち心室性頻拍性不整脈症例が5例以上)が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」は、新規届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて25例、かつ、ペースメーカー移植術を5例以上、再度の届出の場合には実績期間内に開心術又は冠動脈、大動脈バイパス移植術を合わせて50例、かつ、ペースメーカー移植術を10例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「5」は、十分な経験のある施設であることがわかるように、実績期間における症例数をすべて記入すること。また、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「6」の常勤医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する常勤医師であるかについて備考欄に記載すること。
  - ・循環器科の常勤医師
  - ・心臓血管外科の常勤医師
  - ・所定の研修を終了している当該診療科の常勤医師また、当該常勤医師の経歴(当該病院での勤務期間、循環器科又は心臓血管外科の経験年数及び所定の研修終了の有無がわかるもの)を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

様式 4

[ ] に勤務する従事者の名簿

No	職種	氏名	勤務の様態	勤務時間	備考
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		
			{常勤 非常勤} {専従 非専従} {専任 非専任}		

[記載上の注意]

- 1 [ ] には、当該届出の施設基準の名称を記入すること。
- 2 病棟（看護単位）・治療室ごと、職種ごとに区分して記入すること。
- 3 職種の欄には、医師、看護師又は准看護師等と記入すること。
- 4 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。